

# 第2部 本編

## 警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

# 第1章

CHAPTER 1

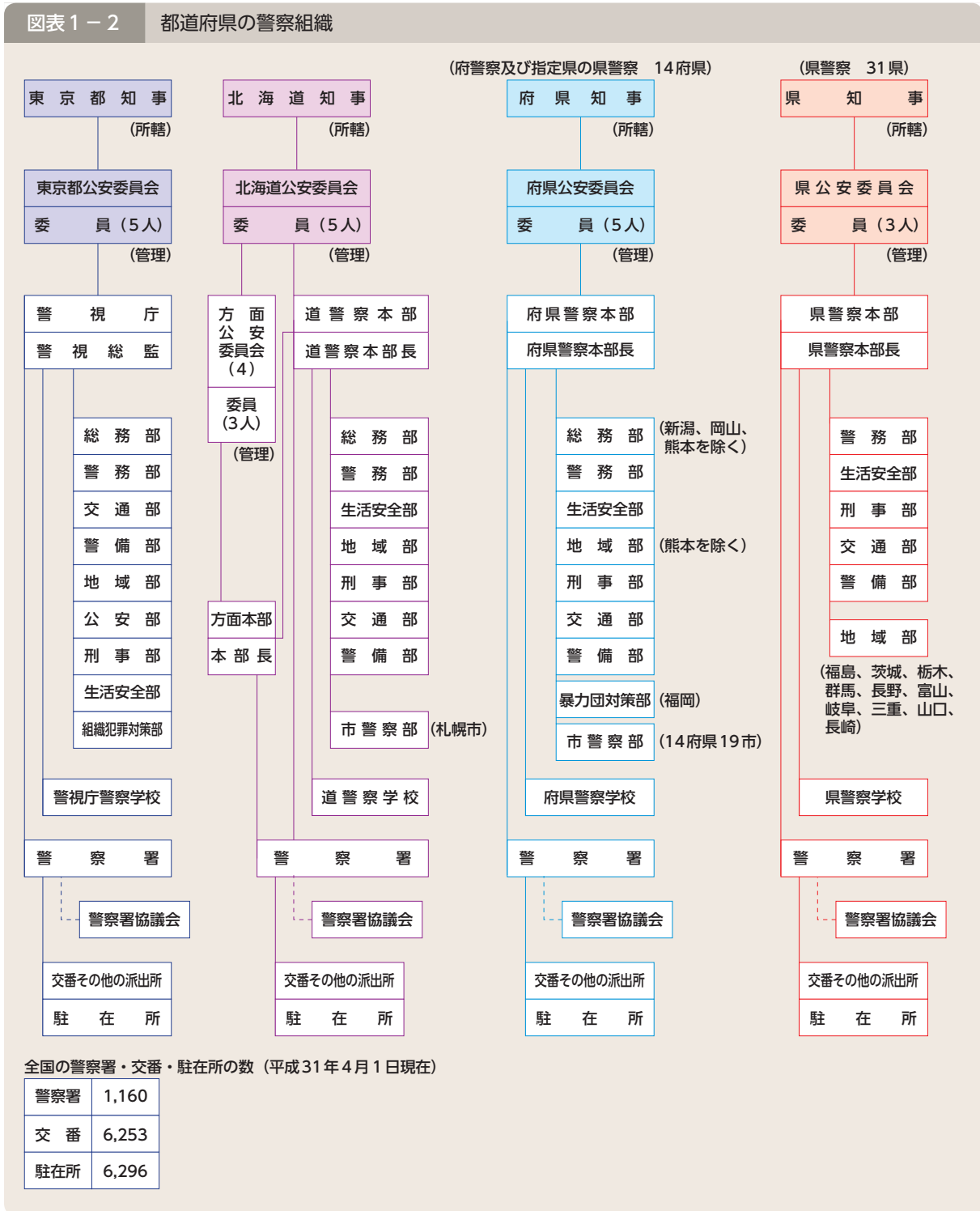




### (3) 都道府県の警察組織

平成31年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,160の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織



# 第2節

## 公安委員会の活動

### (1) 国家公安委員会

#### ① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（令和元年（2019年）6月1日現在）

委員長	山本順三	国務大臣、参議院議員
委員	川本裕子	大学教授
委員	北島信一	元外交官
委員	木村恵司	会社特別顧問
委員	安藤裕子	元裁判官
委員	小田尚	元会社役員

#### ② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警務官<sup>(注1)</sup>の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト<sup>(注2)</sup>で紹介している。



国家公安委員会の定例会議

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

注2：<https://www.npsc.go.jp/>



## CASE ▶

平成31年（2019年）1月、国家公安委員会委員長は、警視庁・東日本災害警備訓練施設を視察し、警察庁指定広域技能指導官から説明を受けた。



警視庁・東日本災害警備訓練施設を視察する  
国家公安委員会委員長

## CASE ▶

平成30年7月、国家公安委員会委員は、徳島県を訪れ、少年非行防止及び保護対策に携わる警察職員等と意見交換を行った。



少年非行防止に関する意見交換を行う国家公安委員会委員

## CASE ▶

平成30年6月、国家公安委員会委員は、山梨県を訪れ、山梨県警察本部通信指令課、交通管制センター等を視察した。



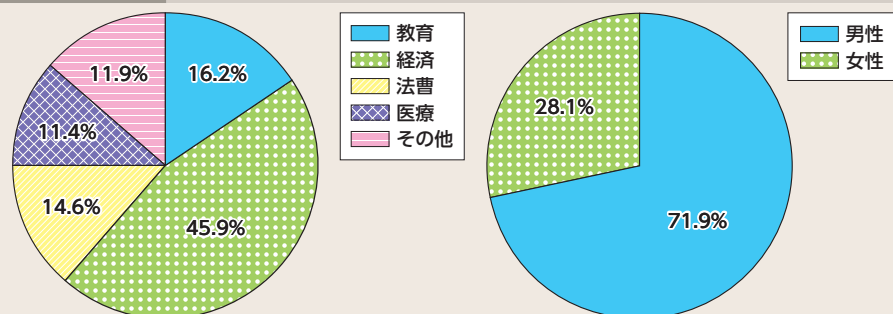
通信指令課を視察する国家公安委員会委員

## （2）都道府県公安委員会

### ① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（平成30年末現在）



## ② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



広島県公安委員会のウェブサイト

### CASE

平成30年4月、埼玉県公安委員会委員は、さいたま市内において行われた埼玉県警察嘱託警察犬審査会を視察した。



警察犬審査会を視察する埼玉県公安委員会委員

### CASE

平成30年8月、岡山県公安委員会委員は、平成30年7月豪雨の被災地を視察した。その際、浸水被害に遭った岡山県玉島警察署真備交番を訪れ、交番勤務員から当時の状況等の説明を受けた。



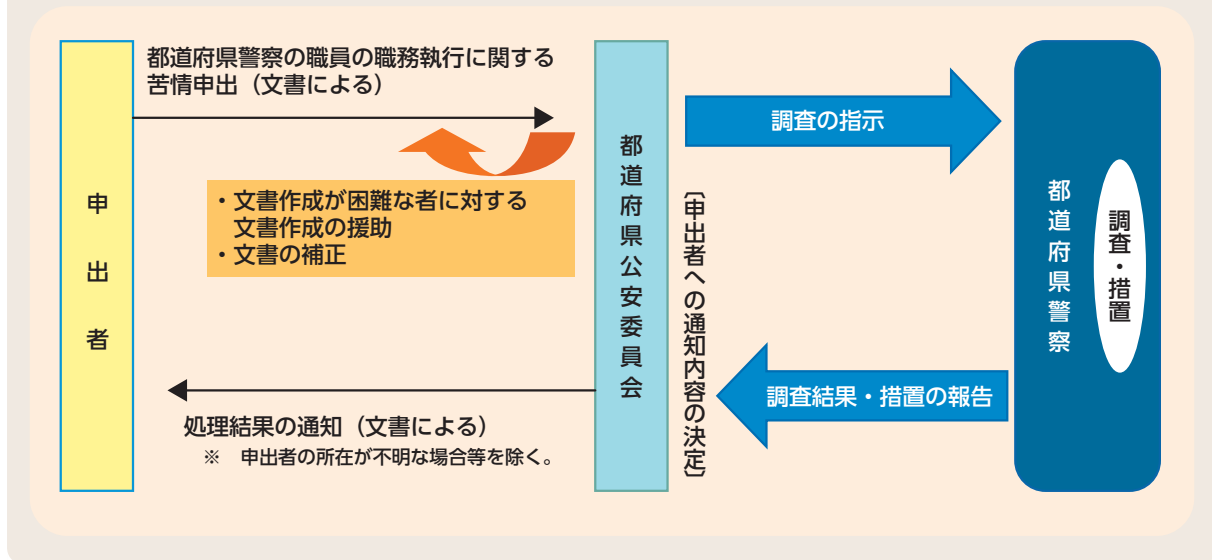
被災地を視察する岡山県公安委員会委員

## (3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。平成30年中は、全国の都道府県公安委員会において901件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。

図表1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

#### （4）公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成30年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、「来日外国人対策の拡充」、「変容する社会と警察」等をテーマに意見交換を行った。

また、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計13回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換が行われた。さらに、都道府県公安委員会相互間の意見交換が行われるとともに、都、道、府及び指定県の公安委員会相互の連絡会議が開催された。



全国公安委員会連絡会議

#### CASE ▶

平成30年11月、静岡県公安委員会委員は、広島県及び岡山県を訪れ、両県公安委員会委員と交通施策、特殊詐欺被害防止、豪雨災害による各種災害対策等について、それぞれ意見交換を行った。



広島県公安委員会委員と意見交換する静岡県公安委員会委員



# 公安委員の声

## 高齢者の安心と安全を

静岡県公安委員会委員長  
おざもと いそみ  
生座本 磯美

委員就任 平成26年7月15日  
委員長就任 平成30年7月31日

平成30年10月現在、65歳以上の高齢者数は全国で約3,558万人（28.1%）、更に65歳以上の高齢者を支える15～64歳の人口（以下「15～64歳人口」という。）との比較では、昭和35年は高齢者1人に対し15～64歳人口11.2人で支えており、胴上げ型と称されておりました。それが平成30年になりますと15～64歳人口2.1人で1人を支える騎馬戦型とその数や様は激変しており、今後更にその割合は減少し、高齢者1人に就労人口1人、あるいはそれ以下といった肩車型になっていくであろうと予測されます。

このような超高齢化社会の中で、高齢者が関係する事件・事故が全国的にも多くみられることから、静岡県でも防犯まちづくりの推進として「防犯まちづくり講座」を開催するなど、高齢者の安全確保に向けた重点的な取組がなされています。例えば、高齢者に対する交通事故防止対策として、高齢者宅への個別訪問や運転適性相談の内容の充実、免許返納のしやすい環境づくり等を推進しているほか、高齢者が被害者となりやすい特殊詐欺事件を抑止するため、「迷惑・悪質電話防止装置」の普及促進や、金融機関等の関係機関と連携した「しずおか関所作戦」等の活動を実施しております。

このように、警察の業務の中でも高齢者に対応したものは多く、警察職員には高齢者の特性の理解が求められます。

昨年8月には、警察学校の学生に対する公安委員長講話として、「高齢者の特徴」についてお話しする機会をいただき、その際に、高齢者の身体や心理的特徴を説明するとともに、県の社会福祉協議会からお借りした「高齢者体験グッズ」を学生に実際に装着してもらい、「動きにくい」、「聞こえにくい」、「見えにくい」、「物がつかみにくい」ことを体験していただきました。体験した学生からは、「思っていた以上に聞こえない」、「見える範囲が狭く、更に思うように動くことができない」といった感想のほか、「高齢者に警察官である自分たちが親身になって手助けしてあげなければならないという気持ちがより一層強くなりました」という感想をいただいております。これから第一線に向かう若い警察官の一助となったのではないかと思います。

さらに、高齢化社会が進む中で、警察職員には、令和7年までに約700万人前後が発症すると見込まれる認知症への理解と対応も求められます。

私は、介護事業所を運営しております。先日、久しぶりではありましたが、利用者の方の失踪の連絡が入りました。全く生きた心地がしませんでした。とにかく一刻も早く発見しなければならないため、職員を総動員して捜索に当たります。警察官にも協力していただき、お蔭様で数時間後に発見することができましたが、御本人は非常に興奮状態で、なだめながら車に乗せるのに一苦労。専門職である我々が関わっても、非常事態ではなかなかうまくはいきません。

こうした場合、警察職員としても、御本人の言動にとまどうことがあるようですが、御本人は、今自分がどうなっているのか解らない「非常事態」なのです。自分はどうして今ここにいるのか、なぜ警察官が自分に関わっているのか。そもそも、普段の生活で、パトロールをしている姿を見かける、あるいは巡回連絡の際にお話しをするほかは、交通違反をして取締りで苦い思いをする以外に警察官と関わる機会はほとんどありません。そこで不安感と緊張感は健康な市民でもかなり強いものと思われれます。

認知症の中で最も多いのはアルツハイマー型認知症であり、非可逆的な疾患として知られています。認知症を支えるサポート体制は、介護保険の導入により各自治体や福祉関連団体、介護事業者等の取組が進み、かなりの実績をみるに至っており、利用者の方にはおむね穏やかな生活を過ごしていただいておりますが、何らかのことがきっかけで、家や施設を抜け出して帰ることができなくなる、自分の物と他人の物の区別がつかなくなる、会話がちぐはぐになる、大声で威嚇する、あるいは暴力を振るう場合もみられます。警察職員にこれらの行動を理解していただき、関わり方や声の掛け方に配慮いただくことは、認知症の方とのコミュニケーションにおいてはとても重要なこととなります。

生きている中で「今が解らないこと」は、どなたにとっても不安であり恐怖であろうと思います。認知症の方の言動は理解しがたいこともありますが、矢継ぎ早な質問は御本人の不安や恐怖感を強めるだけなのです。警察職員には、少しだけ落ち着いた状態で、ゆっくりとした口調でお話しするようにお願いしております。

他方で、昨今の社会情勢は高齢化だけではなく、女性や子供が被害者となる悲惨な事件・事故も後を絶たず、それらの事件・事故を未然に防ぐための取組や凶悪な犯罪への対策・対応も重要な課題となっております。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、観光客を含めた来日外国人の増加が見込まれるため、その対応が求められます。

来るべき時代に、市民として、警察力に頼るだけではなく、自助・共助努力も強めていかなければならないと考えます。

何よりも警察職員には、住民の安全で安心な暮らしを守るために、より強い組織力と優れた技能に基づいた執行力をもって、治安の維持、安全の確保に努めていただきたいと思います。

